

地方独立行政法人下関市立市民病院職員特殊勤務手当規程

平成24年4月1日
規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人下関市立市民病院職員給与規程（平成24年規程第17号。以下「給与規程」という。）に基づき、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

2 特殊勤務手当（以下「手当」という。）は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

(手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額)

第2条 手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 地方独立行政法人下関市立市民病院職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成24年規程第8号。以下「勤務時間等規程」という。）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員、地方独立行政法人下関市立市民病院職員就業規則（平成24年規程第6号。以下「就業規則」という。）第2条第2項第2号に規定する再雇用職員に対して月額で支給される手当（給料月額に割合を乗じて得た額を手当の額とするものを除く。）の額は、前項の規定にかかわらず、別表に定める手当の月額にその者の所定労働時間を勤務時間等規程第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額）とする。

(手当の計算期間及び支給日)

第3条 手当の計算期間は、月の初日から末日までとし、月額で支給される手当は給料の支給定日に、その他の手当は翌月中に支給する。ただし、職員が退職し、又は死亡した場合には、その退職又は死亡の翌月中までに随時支給する。

(月額で支給される手当の支給)

第4条 月額で支給される手当は、月の途中において、採用、異動等により新たに手当の支給要件を備えた者（手当の種類又は額に異動を生じた者を含む。）には、その日から支給又は改定をし、退職、異動等により手当の受給資格を欠くに至った者には、その日まで支給する。ただし、当該手当の支給を受けている者が死亡したときは、その月まで支給する。

2 前項の規定により手当を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その手当額は、手当の計算期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(月額で支給される手当の減額)

第5条 月額で支給される手当は、勤務をしない日があるときは、前条第2項の規定の例により日割計算によって減額してこれを支給する。ただし、勤務時間等規程に規定する休日（休日の代休日を含む。）、年次有給休暇及び特別休暇（1月以上にわたる場合のものを除く。）、その他理事長が特に定める日は、勤務した日とみなす。

2 前項の減額については、給与規程第4条第3項の規定を準用する。

(月額で支給される手当以外の手当の支給)

第6条 月額で支給される手当以外の手当は、手当の計算期間中の実績に応じて計算した額を支給する。

(手当の支給認定等)

第7条 職員が月額で支給される手当の支給要件を備えた場合(支給額に異動を生じた場合を含む。)又は支給要件を欠くに至った場合には、所属長は速やかに特殊勤務手当(月額)支給・停止認定申請書を理事長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 月額で支給される手当以外の手当の支給及び認定については、理事長が別に定める。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(感染症予防手当の特例)

2 職員が、新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に掲げる新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の患者及びその疑いのある者に対して診療業務等に従事したときは、1日につき1,000円の感染症予防手当を支給する。この場合において、第2条第1項の規定は適用しない。

(感染症病棟従事手当の特例)

3 職員が、新型コロナウイルス感染症病棟(新型コロナウイルス感染症の患者を入院させるための病棟又は病床をいう。)において新型コロナウイルス感染症の患者及びその疑いのある者に対して診療業務等に従事したときは、1日につき1,000円の感染症病棟従事手当を支給する。この場合において、第2条第1項の規定は適用しない。

(有効期間)

4 前2項の規定は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。ただし、同日までに前2項の規定により支給することとなった感染症予防手当及び感染症病棟従事手当で、同日後に支給するものについては、前2項の規定は、同日後も、なお効力を有する。

附 則(平成25年3月1日一部改正)

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日一部改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年11月22日一部改正)

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(令和元年9月19日一部改正)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日一部改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の地方独立行政法人下関市立市民病院職員特殊勤務手当規程別表第1中感染症予防手当の項の規定は、令和2年1月以後の月分の特殊勤務手当の支給について適用する。

附 則（令和2年6月18日一部改正）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。ただし、改正後の地方独立行政法人下関市立市民病院職員特殊勤務手当規程別表第1中感染症病棟従事手当の項の規定は、令和2年1月以後の月分の特殊勤務手当の支給について適用する。

附 則（令和3年3月25日一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年4月30日一部改正）

この規程は、令和3年4月30日から施行し、改正後の別表第1の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月17日一部改正）

この規程は、令和4年3月17日から施行する。ただし、改正後の地方独立行政法人下関市立市民病院職員特殊勤務手当規程別表第1中処遇改善手当の項の規定は、令和4年2月以後の月分の特殊勤務手当の支給について適用する。

附 則（令和4年9月26日一部改正）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年11月17日一部改正）

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年4月26日一部改正）

この規程は、令和5年5月8日から施行する。ただし、改正後の地方独立行政法人下関市立市民病院職員特殊勤務手当規程附則第2項及び第3項の規定は、令和5年5月8日以後の勤務に係る特殊勤務手当の支給について適用する。

附 則（令和6年3月21日一部改正）

この規程は、令和6年3月21日から施行し、改正後の地方独立行政法人下関市立市民病院職員特殊勤務手当規程の規定は、令和6年1月1日から適用する。

附 則（令和6年6月20日一部改正）

この規程は、令和6年6月20日から施行し、改正後の地方独立行政法人下関市立市民病院職員特殊勤務手当規程の規定は、令和6年6月1日から適用する。

附 則（令和7年3月13日一部改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月23日一部改正）

- 1 この規程は、令和8年4月23日から施行する。
- 2 改正後の地方独立行政法人下関市立市民病院職員特殊勤務手当規程別表第1中夜間看護等手当の項の規定は、令和8年4月1日から適用し、別表第1中物価高騰手当の項の規定は、令和7年12月以後の月分の特殊勤務手当の支給について適用する。

別表第1 (第2条関係)

手当の種類	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額
分べん業務手当	正規の勤務時間外等に分べん業務に従事した医師	1回につき 40,000 円
	上記以外の時間に分べん業務に従事した医師	1回につき 20,000 円
麻酔業務手当	正規の勤務時間外等に全身麻酔を行う業務に従事した医師	1回につき 10,000 円
	上記以外の時間に全身麻酔を行う業務に従事した医師	1回につき 5,000 円
待機手当	正規の勤務時間外等に診療業務等に従事するため待機を命じられた医師（歯科医師を含む。）	(1) 午後 5 時 15 分から翌日午前 8 時 30 分までを 1 回とし、1 回につき 3,000 円 (2) 休診日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までを 1 回とし、1 回につき 3,000 円
	正規の勤務時間外等に診療業務等に従事するため待機を命じられた上記以外のその他の職員	(1) 午後 5 時 15 分から翌日午前 8 時 30 分までを 1 回とし、1 回につき 2,000 円 (2) 休診日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までを 1 回とし、1 回につき 2,000 円
派遣診療手当	へき地における巡回診療業務に従事した医師（歯科医師を含む。）	従事した日 1 日につき 5,000 円
	上記業務に従事したその他の職員	従事した日 1 日につき 1,500 円
看護業務手当	助産師、看護師及び准看護師の職務に従事する職員	月額 10,000 円
夜間看護等手当	病棟に勤務する助産師、看護師又は准看護師で、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後 10 時から翌日午前 5 時までの間をいう。以下同じ。)に行われる看護等の業務に従事したもの	(1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合、1 回につき 10,000 円 (2) 深夜における勤務時間が 4 時間以上の勤務である場合、1 回につき 5,100 円 (3) 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満の勤務である場合、1 回につき 4,500 円 (4) 深夜における勤務時間が 2 時間未満の勤務である場

		合、1回につき2,000円 (5) 前4号の合計勤務回数が1月に8回を超える場合、その超える回数1回につき1,000円を前4号の支給額に加算する。
	救急患者（救急車等による外来患者及び容体が急変するおそれがあるため集中治療病棟等に入院している患者をいう。以下同じ。）に対処するために自宅等で待機することを依頼された医師（歯科医師を含む。）、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、助産師、看護師及び准看護師のうち、役職手当の支給を受ける職員以外の職員が、待機を依頼された期間中に救急患者に対処するために呼び出しを受けて従事する1時間以上の手術等の業務	勤務1回につき1,620円
死体解剖介助手当	死体解剖介助業務に従事する臨床検査技師	1体につき2,500円
放射線取扱手当	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に常時従事する診療放射線技師及び診療エックス線技師又はこれに付随する作業に常時従事する職員（医師及び歯科医師を除く。）	月額5,500円
	上記の作業を行う診療放射線技師を直接補助する作業に臨時に従事した職員（医師及び歯科医師を除く。）	日額250円
感染症予防手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）に定める感染症の患者及びその疑いのある者に対して診療	感染症予防法に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症（一類感染症又は二類感染症に相当する感染症に限る。）又は新感染症に係る業務等 1日につき1,000円

	業務等に従事した職員	
感染症病棟従事手当	感染症病棟において診療業務等に従事した職員	従事した日1日につき500円
病理細菌等検査手当	病理細菌等の検査又はこれを補助する業務に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。）	月額5,500円
別室保育手当	にこにこ保育園以外の別室において、対象となる園児を保育する業務に従事する職員	1回につき500円
救急搬送患者受入手当	勤務時間等規程第3条第1項に定める勤務時間以外の時間において救急搬送患者（救急車による外来患者をいう。以下同じ。）を受け入れて診察業務に従事した医師	患者1人につき1,000円
	勤務時間等規程第3条第1項に定める勤務時間以外の時間において救急搬送患者が入院した場合に主治医となった医師	患者1人につき2,000円
手術室等業務手当	手術室又は血管造影室において業務に従事した職員（理事長が承認した者に限る。）	日額500円
看護職員等処遇改善手当	給与規程第8条第1項第2号に定める医療職給料表（二）の適用を受ける職員（薬剤師を除く。）、同項第3号に定める医療職給料表（三）の適用を受ける職員並びに同項第5号に定める福祉職給料表の適用を受ける職員及び医療ソーシャルワーカー	(1) 医療職給料表（二）の適用を受ける職員（薬剤師を除く。）並びに福祉職給料表の適用を受ける職員及び医療ソーシャルワーカー 月額4,500円 (2) 医療職給料表（三）の適用を受ける職員 月額9,000円
災害救助派遣手当	山口県知事からの要請に基づきDMAT隊員として派遣され、災害が発生した地域又はその周辺において行う医療救護活動等の業務に従事した職員	従事した日1日につき3,000円
物価高騰手当	給与規定第8条第1項第1号に規定する給料表の適用を受ける職員のうち、理事長が別	月額18,700円

	に定める職員	
	給与規定第8条第1項第2号から第5号までに規定する給料表の適用を受ける職員	
産業医従事手当	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する医師	月額 10,000 円
脳ドック結果報告書作成等手当	脳ドックの結果報告書作成業務（受診者への説明を含む。）に従事する医師	1 件につき 500 円

別表第2（第2条関係）

手当の種類	手当の支給を受ける者の範囲	医師（歯科医師） 免許取得後の 経過年数	手当の額（月額）
医師調整手当	医師 (歯科医師を含む。)	0年	113,000円
		1年	114,000円
		2年	116,000円
		3年	117,000円
		4年	118,000円
		5年	139,000円
		6年	140,000円
		7年	141,000円
		8年	150,000円
		9年	151,000円
		10年	154,000円
		11年	155,000円
		12年	156,000円
		13年	157,000円
		14年	158,000円
		15年	159,000円
		16年	159,000円
		17年	160,000円
		18年	160,000円
		19年	161,000円
		20年	161,000円
		21年	162,000円
		22年	164,000円
		23年	165,000円
24年	165,000円		

		25年	167,000円
		26年	168,000円
		27年	168,000円
		28年	168,000円
		29年	169,000円
		30年	169,000円
		31年	169,000円
		32年	170,000円
		33年以上	171,000円